

鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第214号
改正 令和2年3月31日告示第245号
改正 令和3年3月31日告示第150号
改正 令和4年3月31日告示第177号

1 目的及び交付

市長は、若者の地元回帰を促進し、中小企業の人材確保を支援するため、オンライン等を活用した採用広報活動に取り組む市内の中小企業事業主に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブ活用型合同企業説明会 主に新規学卒者や地方就職希望者を対象にしたパソコンやタブレット端末等を通じて視聴可能なオンライン上で開催される合同企業説明会をいう。
- (2) 中小企業事業主 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業所については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業所については1億円）を超えない事業所又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業所については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業所については100人）を常態として超えない事業所を市内に有する者をいう。

3 交付対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する事業主（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 中小企業事業主又は市内に事業所がある個人事業者であること。
- (2) 就業場所が市内の正社員求人を行っていること。
- (3) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所ではないこと。
- (4) 雇用保険の適用事業者であること。
- (5) 市税等に滞納がないこと。
- (6) 前各号に掲げる事業所のほか、市長が不相当と認める事業所でないこと。

4 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県その他地方公共団体の補助金その他の金銭の交付を受ける場合は、当該交付金の額を対象経費から

除くものとする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業を行った年度の3月31日のいずれか早い日までに、鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画及び収支予算書の添付を省略することができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助事業を実施したことが分かる書類
- (3) 事業に要する費用が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

6 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、前項の交付申請書兼請求書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

7 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

1 補助対象経費	2 補助金の額	3 補助限度額
<p>4月1日から翌年3月31日までに実施する次の経費。ただし、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。</p> <p>(1) ウェブ活用型合同企業説明会への出展料 (2) その他ウェブサイトを活用した採用活動の強化にかかる経費で市長が特に認めるもの</p>	<p>対象経費の1/2以内の額とし、補助金の交付は、年度内1回限りとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>1事業所あたり 20万円</p>

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住所

法人・団体名

代表者職氏名

印

鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付申請書兼請求書

年度において、鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金 金_____円を
交付されるよう、同補助金交付要綱第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者の概要

業種 (主たる事業)	()		
資本金の額 又は出資の総額	万円	常時使用する 従業員の数	人

2 事業の概要

具体的内容			
事業実施期間	年 月 日 ~	年 月 日	

3 事業の効果

--

4 経費明細

(単位：円)

区分	内容 (内訳等)	経費 (税抜)
(1) ウェブ活用型合同企業 説明会出展料		
(2) その他採用活動経費		
① 経費合計(1)+(2)		
② 国、県、その他の団体から交付を受けた額		
A 補助対象経費(①-②)		
B $A \times 1/2$		
C 補助金交付申請額		

※C 補助金交付申請額は、B 又は 20 万円のうちいずれか少ない額 (千円未満切捨て) を記入すること。

5 補助金振込先 (※申請者本人の口座を記載してください。)

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店			請求番号					
		支店・支所			シユウカツ					
預金種別 (右から選択)	1 普通 2 当座	口座 番号								
			ゆうちょ銀行の場合は 5桁の記号と8桁の番号を記入							
口座名義人 (カナ)										

6 添付書類

- (1) 誓約書 (様式第2号)
- (2) 補助事業を実施したことが分かる書類
- (3) 補助事業の着手日が年度内であることが確認できる書類 (契約書等) の写し
- (4) 支出が確認できる書類 (領収書、振込明細書等) の写し
- (5) 市税納付状況の照会に係る届出 (別記様式)

誓 約 書

鶴岡市長 様

所 在 地

法人・団体名

代表者職氏名

鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 鶴岡市内に雇用保険事業所があること。
- (2) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 市税（市税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 交付申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。
- (8) 市長から補助事業の遂行状況や効果実績について報告を求められたときは、当該事業の状況や成果について報告すること。